

○能美市都市計画法施行条例

平成19年3月23日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、開発行為に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要しない開発行為の区域及び規模)

第2条 政令第19条第1項ただし書の規定により、本市の許可を要しない開発行為の区域及び規模は、次に定めるとおりとする。

(1) 区域 能美都市計画区域

(2) 規模 1,000平方メートル

(法第33条第3項の規定による技術的細目の制限の強化及び緩和)

第3条 法第33条第3項の規定により、条例で定める政令第25条第6号の技術的細目に定められた制限の強化及び緩和は、次のとおりとする。

(1) 政令第29条の2第1項第5号ロの規定により、設置すべき公園、緑地又は広場の1箇所当たりの面積の最低限度は、300平方メートルとする。

(2) 政令第29条の2第2項第3号イの規定により、開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月21日条例第21号)

この条例は、能美都市計画区域として都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第5項に規定する都市計画区域の公告の日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。